

予算常任委員会

令和6年9月24日（火）

予 算 常 任 委 員 会

定例会名 令和6年第3回定例会
招集日時 令和6年9月24日(火) 午前10時開会
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 9名

委 員 長	柳 井 哲 也
副 委 員 長	藤 田 尚 美
委 員	石 原 幸 雄
〃	遠 藤 憲 子
〃	杉 森 弘 之
〃	甲 斐 徳之助
〃	伊 藤 知 子
〃	出 澤 大
〃	水 梨 伸 晃

欠席委員 1名

委 員	磯 山 和 男
-----	---------

出席説明員

副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市 長 公 室 長	飯 野 喜 行
経 営 企 画 部 長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保 健 福 祉 部 長	渡 辺 恭 子
環 境 経 済 部 長	二 野 屏 公 司
建 設 部 長	長 谷 川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
議 会 事 務 局 長	大 里 明 子
市 長 公 室 次 長 兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
営 業 戦 略 課 長	池 田 祐 介
広 報 広 聴 課 長	山 口 功

経営企画部次長兼 政策企画課長	淀川欽市
財政課長	池邊喬一
総務部次長兼 人事課長	石野尚生
総務部次長兼 契約検査課長	門倉史明
管財課長	小林浩子
税務課長	晝田典義
収納課長	大和田伸一
市民部次長兼 市民活動課長	斎藤正浩
総合窓口課長	橋本早苗
地域安全課長	齊藤孝順
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉田充生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
教育施設課長	北島道夫
教育支援課長	柴山信一
生涯学習課長	糸賀珠絵
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石塚悟
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮本史朗
障がい福祉課長	富田香織
高齢福祉課長	久米健一
健康づくり推進課長	野口信子
環境経済部次長	藤木光二
未来創造課長	椎名弘文
文化財・シャトー 活用推進室長	木本拳周
農業政策課長	後藤勇雄
農業委員会事務局長	榎本友好
都市計画課長	飯島章友
下水道課長	田仲俊久
庶務議事課長	飯田晴男

議会議務局出席者

書	記	滝	本	和	樹
〃		野	口		治
〃		野	口	ちひろ	
〃		花	島	浩	之
〃		滝	本		仁
〃		椎	名	紗央里	
〃		田	上	洋	子

令和6年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 予算常任委員会

議案第 52号	令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
議案第 53号	令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 54号	令和6年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 55号	令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 56号	令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

午前9時55分開会

○柳井委員長 今、55分なんですけど、全員そろいましたので始めようと思います。

おはようございます。

磯山委員より欠席の届出がありました。

ただいまから、予算常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は、分割して行います。まず、教育委員会所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました教育委員会所管の案件は

議案第52号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第52号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第52号について提案者の説明を求めます。教育施設課長。

○北島教育施設課長 おはようございます。教育施設課の北島です。よろしくお願いいたします。

教育施設課所管の内容につきまして御説明をさせていただきます。

資料4ページを御覧ください。

第2表の繰越明許費、おくの義務教育学校一体型校舎を建設する事業です。

こちらは、体育館、武道場改修工事の入札取りやめを受けまして、適正な工期の確保が困難となったことから、予算を翌年度まで使えるよう繰越しをさせていただくものでございます。

私からの説明は以上です。

○柳井委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 おはようございます。教育支援課の柴山です。よろしくお願いいたします。

教育支援課分の歳出予算となります。

教育支援課分の歳出予算のほうは、資料18ページ、19ページ、上から4番目の表を御覧ください。

款10教育費項1教育総務費目3教育指導費0105スクールアシスタントを派遣する3職員手当等の147万5,000円のうちの56万円ですが、当初予算時の計上漏れに伴い、会計年度職員期末勤勉手当1名分を補正するものとなります。

今年度スクールアシスタントは67名任用しております。そのうち8名の期末勤勉手当対象者がおりますが、予算計上時に1名分計上漏れがありましたので、その補正となります。

残りの91万5,000円は、6月支給分勤勉手当の算定期間を見直したことに伴う12月支給分不足額となります。

次に、一つ下の表になります。

款10教育費項2小学校費目1学校管理費0103備品購入費の197万9,000円ですが、

こちらは小学校の防犯カメラ購入費となっております。

防犯カメラの設置計画では、今年度は牛久小学校、中根小学校、牛久第二小学校の新規増設を計画しておりますが、8年から10年度に更新予定であったこの3校の既設分の防犯カメラについて計画を前倒しし、新規増設に併せ既設分の更新を行います。

昨年末に発生した第二幼稚園への不審者侵入事件において防犯カメラが事件解決に効果を発揮したということから、防犯カメラの整備が急務であると判断し、計画を前倒しして防犯カメラの整備を進めたいこと、また、既設分の新設に併せて更新することにより、別々に行うよりも費用が抑えられることから、防犯カメラ購入費を補正し、早期整備を行います。

次に、歳入予算について御説明いたします。

資料の8ページ、9ページ上から2つ目の表となります。

款15国庫支出金項2国庫補助金目7教育費国庫補助金1小学校費補助金の学校施設環境改善交付金2分の1の補助金で101万6,000円です。

こちら先ほど歳出予算で御説明しました小学校の防犯カメラ購入費用は、学校施設環境改善交付金の対象となっておりますので、国庫負担金として計上しております。

次に、債務負担行為になります。

資料の4ページ、第3表債務負担行為補正の表を御覧ください。

2番目の英語指導助手業務、令和7年、8年、9年度の3か年の外国語指導助手、いわゆるALTの業務委託に関する債務負担、限度額2億3,344万2,000円となります。

例年12月に債務負担として上げておりましたものを、今回は9月に上げております。

9月に上げた理由といたしましては、12月に債務負担を上げていくスケジュールで行いますと、業者が決まるのが2月後半となります。その後、業者は牛久市に派遣する人材を調整することとなりますが、委託業者先での準備期間がとて短くなることが想定されます。近隣自治体等を調べたところ、プロポーザル審査を実施し、委託業者の決定まで年内に行っているところが主流となっていることが分かりました。そこで、今回、9月に債務負担を上げて、年内に業者委託を決定していきたいと思っております。

以上となります。よろしく申し上げます。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明させていただきます。

すみません、生涯学習課、糸賀でございます。よろしくお願いたします。

そうしましたら、すみません、20ページと21ページをお開きいただきたいと思います。

款項目のほうで、10の教育費、5社会教育費、2番、生涯学習センター費、上から2つ目の大きなボックスの真ん中になります。

まず、0101生涯学習センター費、職員給与関係経費、並びに0102中央生涯学習センターを管理運営する、0104おくの生涯学習センターを管理運営する、0105三日月橋生涯学習センターを管理運営するの部分の職員手当等につきましては、会計年度任用職員の期末勤勉手当の算定期間の見直しにより不足分となっております。

また、0102中央生涯学習センターを管理運営するの中の10番の需用費の230万円の補正につきましては、現在、中央生涯学習センターのタイルが隆起してしましまして、そちらの補修工事を予算流用において早急に施しているところをごさしまして、それによりまして、当初取っておりました修繕費のほうで0円となってしまうことに伴いまして、今後、今年度末までに予想される経年劣化による補修工事を見越しまして、こちらの230万円を計上するものでございます。

説明は以上です。

○柳井委員長 説明終わりました。これより議案第52号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

小学校、これは19ページに当たるのかと思うんですが、防犯カメラのことです。

今回、更新と新規を併せて行うということですが、牛久市内の幼保小中の学校施設の防犯カメラの設置状況ですね、今の状況、そして、それを整備する計画とございますか、いつ頃までに全部をカバーするののかというところの計画について、ひとつお示しいただきたいと思ひます。

それから、これは市長の説明のところにあつたんですけども、リフレの工事、壁面の、あれガラスと言わずに、何て言うんですか、あれ。ちょっと言葉は忘れましてけれども、あれの劣化したということで、それを張り替えるということですが、あれ自体は、当初の予定とございますか、設計上のものからすると、大体計画どおりの劣化状況なのか、それとも、当初のものとは違ふのかという。これ総務のほう、失礼しました、じゃあそれは結構です。

以上、1つだけです。

○柳井委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 御質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置状況なんですけれども、台数のほうをお知らせいたします。

現在、岡田小学校2台、向台小学校2台、牛久第二小学校3台、牛久小3台、おくの北校舎3台、中根小3台、神谷小4台、ひたち野うしく小16台、今工事していますが、おくの南のほうで2台、下根中が2台、牛久一中4台、南中4台、牛久三中5台、ひたち野うしく中21台というふうになっております。

この更新、それから増設なんですけれども、令和6年度、今年度は牛久二小、牛久小、中根小が更新、それから新規と増設していきますが、令和7年度には岡田小学校、神谷小学校、向台小学校を計画しております。

ひたち野うしく小学校につきましては、令和8年度を計画してござしまして、中学校については小学校終わり次第、計画をしていきたいというふうを考えております。

よろしくお願ひします。

○柳井委員長 杉森委員。

○杉森委員 そうすると、今のお話聞いていると、学校によってかなり台数が違ふような感じがしますが、トータルでの計画というのがあつて、それに向けて進んでいるんでしょうか。

ども、それが大体終了するのはいつ頃というめどで考えているのかということはどうなんでしょうか。

○柳井委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 先ほどお話しさせていただいたように、小学校のほうは令和8年度までというところで計画をしておるんですけども、中学校については、その後の計画で、まだ立っていないところがあるので、今後かなというふうに考えます。

よろしくをお願いします。

○柳井委員長 ほかに意見のある方。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくをお願いします。大きく2点です。

まず、繰越明許費のおくのなんですけれども、義務教育学校、これ工事の遅れということでも来年度予算を確保するということでしたけれども、これ原因が入札不調だったと思います。それに対しての原因把握は教育委員会のほうでされているのかどうなのか確認を取らせてください。伴い、次年度以降の補助金が間違いなく継続されるのかも確認を取っておきたいと思います。

それと、2点目、外国語指導助手業務のプロポーザル方式ということでしたが、これに関しては業者さんはどのような業者さんを使われていて、その助手さんを何人ぐらい市内で確保しているのかということと、対象校は何校、全校であるのかどうなのか教えていただきたいと思います。

以上、大きく2点です。

○柳井委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 甲斐委員の御質問にお答えいたします。

まず、入札取りやめにつきましては、人手不足の影響ですとか、あと工事価格の上昇等も、やはりヒアリングの中であったというところで、今のそういった建設業界の状況において市が示した金額等を含めて、条件で落とすのが業者さんとしては妥当ではないというような判断をされたというふうな形では考えているところでございます。

それと、補助金のほうにつきましては、今回、入札取りやめとなりました体育館武道場のほう、こちらのほう補助金が、国から示されている金額が7,212万9,000円というふうな形になっておりますが、こちらは、入札の取りやめを受けまして、すぐに国のほうに繰越しの承認の申請を行いまして、今現在、繰越しの承認はいただいているというふうな形になっております。ですので、令和7年度に工事を実施するに当たっては、補助がついた状態で工事ができるというふうな形の状態になっております。

以上でございます。

○柳井委員長 教育支援課長。

○柴山教育支援課長 教育支援課です。よろしくをお願いします。

業者のほうですが、現在、ハートコーポレーションというところでALTを派遣していただいています。

それから、人数なんですけれども、15名を派遣していただいています。全校に派遣しているという状況になっています。

よろしく申し上げます。（「中学校も」の声あり）はい。

すみません、小中全校に配置しております。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 不調の件なんですけれども、もうちょっと聞きたいんですけれども、人手不足だから、業者さんの判断で、これはもうできませんということの御答弁の認識で、今の話はよかったですかね。一応、もう一度聞きたいと思います。

○柳井委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 ただいまの御質問なんですけど、今回、入札の取りやめを受けまして、入札の参加資格のある業者さんに聞き取りを行いました。その聞き取りの中で、技術者の確保がちょっと今回できないといった理由があったというふうなところを確認しているといったところでございます。

以上です。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。

これ質問ではないんですけれども、そういったものは以前もあったんですけれども、はっきり言って見込みの甘さというのを指摘せざるを得ないですね。毎回、毎回というか、建設事業に入ったときに、金額が折り合わないとか、人手がいないとか、材料高騰とかという原因が必ず上がってくるんですけれども、もう、ちょっと申し訳ないんですけれども、お話にならないというか、もういらいらしてしょうがないですね。

これは質問じゃないので、意見として聞いていただきたいんですけれども、その辺は今後改善されていくんだと思いますし、あとは、やはりこういった箱物と言っては失礼なのかもしれないんですけれども、あまり私は、教育委員会においてはソフト面で勝負していただきたいなど、私は常に思っていますので、やっぱりあちらの地域が悪いわけではなくて、学校建設に関して私は反対ではないんですが、予算建設の面とかというのは、やはり一考するべきだと思いますし、今後、まちづくりのやっていく中で、教育論に対しては、応援はしておりますし、上手にやっていただきたいなと思うところでもありますので、こういうことがないようにしっかりと事業者さんとも御検討されたほうがよろしいかと思いました。

これは意見です。以上です。

○柳井委員長 ほかに意見のある、石原委員。

○石原委員 今の体育館、義務教育学校の、これのことなんですけれども、ずばりこれ、課長、入札の執行時期というのは、今後、いつ頃になるんですかね。

○柳井委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 ただいまの御質問なんですけど、今現在、まだ工事費等について、単価の入替え、新しい単価の入替え等の作業を行っているといったところがございまして、積算中といったところがございます。

それと、先ほどの工事価格の上昇だったり、人手の不足の課題、そういったものがありますの

で、そういったところをきちんと把握して、発注形態、あと入札方法、そういったところも含めて対応方法をちょっと慎重に検討していかなくてはいけないというふうに考えております。

ですので、まだ、正直いつ頃こういったスケジュールで行っていくというふうな形の御説明は、申し訳ございません、今の段階ではできないといった状況です。

以上です。

○柳井委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると、課長、あれかな、年内とか年明けということでも答えられないのかな。いずれかということも答えられないのかな。

○柳井委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 すみません、言葉足らずのところがあって申し訳ございません。

一応、再入札、再度の入札に当たっては、速やかに行っていきたいというふうに考えております。ですので、一応、目標としては、また6年度内に改めて入札は行っていきたいというふうな形で考えておりますので、いずれにしましても課題等をしっかり確認、調整して、検討していききたいというふうに考えております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 私も、今のおくの義務教育学校の一体型校舎の繰越明許について1点確認をしたいんですが、先ほど甲斐委員のほうから、国の補助金については、今、承認をいただいているということなんですが、承認というのは、別に期限というのがないのかどうか、この完成を考慮しながらの補助金のものなのかどうか、その点を確認したいと思います。

それと、やはり入札価格が、人件費やら材料の高騰とかいろいろな理由があると思いますが、その辺について、予算は3億幾らということで計上になっていますが、検討というか、中身の検討ですね、そういうものについては考慮していくのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それと、ページの、先ほど21ページ、中央生涯学習センターの需用費のところ、タイルが隆起したことによる需用費の計上ということの説明ありました。当初予算が修繕費ですか、修理費のほうはゼロだということで、今回計上になったということなんですが、その辺の経過ですね、実は昨日、生涯学習センターのところへ行きましたところ、何か所もこのような工事の、今やっているような内容が見受けられたんですね。それってというのは、やはり、日々、点検ですかね、状況を把握しておけば、このような大きな工事にならないのではないかと思います、その辺の管理というか、その辺はどうだったのかを伺いたいと思います。

○柳井委員長 教育施設課長。

○北島教育施設課長 遠藤委員の御質問にお答えいたします。

体育館の補助金につきましては、7年度に国のほうの繰越明許というふうな形で考えておりますので、7年度中に工事のほうは完成をして、7年度中に補助金をもらうというような形で進めていきたいというふうには考えております。

それとあと、入札価格等々の工事価格、そちらのほうの設計というふうなところなんですが、

当然、今後、工事を行うに当たって、工事価格、そういったところにつきましては、中身のほうの精査は行っていきます。改めて、現在の設計の中身、削れるところがないか、そういったところを行いながらも、一方で、物価高騰における単価、そういったところの上昇もありますので、そういったところも反映しながら、積算のほうは進めていきます。実際には、市の財政負担、こちらのほうが抑制できるような形には努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 生涯学習課でございます。

先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、遠藤委員がおっしゃいましたように、今、6か所、全部で工事を進めているところでございまして、こちらは先ほど御説明させていただいたとおり、現生涯学習課の予算流用で、至急ということで工事を今進めさせていただいております、早ければ今月中ないし来月頭には修繕が終わる予定でおります。

日頃の状況把握につきましては、毎日施設管理グループの者、ないし委託しております会社のほうで朝夕と見回りはしておりますが、今回は特にたった1日で4センチの隆起が、特に中庭なんですけれども、生じたという例もございますので、恐らく今年の猛暑と、それから経年変化、劣化によりましてこういったことが起きてしまったのではないかとということで、今後も十分年度末までに隆起が起り得るとということで、今回、補正出させていただきました。つきましては、日頃の状況把握につきまして、朝夕の見回りを含めまして、よく確認を怠らず、してまいりたいと思っております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、課長のほうから生涯学習センターの隆起ということなんですが、そういう、今年は異常的な暑さとか、そういうのも影響しているという、今、御答弁だったんですけれども、6か所も、まあ私確認しただけでは、ちょっと3か所ぐらいしか分からなかったんですが、かなり広範囲に立入禁止のカラーコーンみたいなのが置いてあって、非常に、特に中央生涯学習センターは多くの方が利用する場所であって、こういうことが起こるんだということを昨日ちょっとまじまじと拝見したわけなんです、いきなりこういうようなこと、点検とかは多分されている中でも、そういうような状況が起り得るところでは、やっぱり非常に、ここの施設だけじゃなくて、ほかの施設にも十分考えられることなんですけれども、そういうことについては市のほうではどういうふうに把握、ここだけのものなのかどうか、その辺も確認していかなければならないというふうに考えますが、いかがですか。

○柳井委員長 生涯学習課長。

○糸賀生涯学習課長 まず、補足の答弁なんですけれども、6か所と申し上げましたが、実際隆起しているのが3か所で、これから隆起する可能性があるということが業者の点検で分かりましたので、もうそこもやっつけまおうということで、今6か所やっております。

それから、ほかの施設も含めまして、確認なんですけれども、まず中央生涯学習センターにつきましては、令和元年、２年度で長寿命化計画を策定いたしまして、その中でも大規模な点検、確認を行っております。また、三日月橋生涯学習センターにつきましても、奥野生涯学習センターにつきましても、それぞれこちらの長寿命化計画は済んでいるところでございますので、こちらの結果を基にしながら、長期計画的に補修工事も含めまして、どこを直していくかというのを決定してまいりたいと、また、点検もしてまいりたいと考えております。

今、三日月、奥野ではこのような隆起は確認はされておられません。

以上です。

○柳井委員長 それでは、ほかに。出澤委員。

○出澤委員 お願いします。

先ほど、生涯学習センター費の中で、職員給与関係経費の増加についての理由はあったんですけれども、教育委員会所管のほかの職員関係経費、給与関係費についての増減についての、ちょっと理由を教えてくださいなんですけれども。

○柳井委員長 教育部長。

○小川教育部長 申し訳ありません、会計年度職員の期末勤勉手当の補正については、人事課で一括して計上しております、説明は人事課のほうになるかと思っておりますので、よろしくおねがいします。

○柳井委員長 ほかに意見。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 ないようでございます。以上で、議案第５２号に対する教育委員会所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は１０時４０分といたします。

午前１０時２４分休憩

午前１０時３６分開議

○柳井委員長 それでは、定刻前ですが始めたいと思います。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました市長公室、経営企画部、総務部所管の案件は、

議案第５２号 令和６年度牛久市一般会計補正予算（第２号）

以上１件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第５２号令和６年度牛久市一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案第５２号について提案者の説明を求めます。営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 営業戦略課の池田です。よろしくお願いいたします。

議案第52号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、営業戦略課のものについて御説明をさせていただきます。

補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

まず初めに、歳出、款2総務費項1総務管理費目1一般管理費0121ふるさと寄附に対し特産品を返礼するについてです。

こちらは、牛久市の情報や特産品を広く効果的にPRするため、ウェブサイト等の広告媒体を活用する費用として500万円を増額補正しまして1,000万円とするものでございます。

補正の理由としましては、今年度の当初予算を要求した昨年秋以降から年末にかけて、広告を経由した寄附が大変多くございまして、寄附受入額の増加に大きな効果が得られましたことから、年末に向けて多様な広告の活用を可能とするため補正するものでございます。

なお、ふるさと納税ポータルサイトに表示できる広告枠の多くは応募自治体の中から抽せんにより決められますので、応募しても当選しなかった場合につきましては、当該予算については執行いたしません。

続きまして、同ページ、歳出、款2総務費項1総務管理費目3広報広聴費0106牛久市のシティプロモーションを行うについてでございます。

こちらは、人口減少時代にあって、牛久市がぬきんで住みたいまちとして選ばれるために、市においてどのような政策を打ち出し、ブランド価値を高め、プロモーションをしていくかについて方針を検討するに当たりまして、豊富な経験や企画力を有する事業者からコンサルティングを受けるための費用として880万円を計上するものでございます。

コンサルティングの内容としましては、市の持つ強みや弱みを洗い出し、プロモーションの手法等について助言、外部による専門的な観点から、市にとって効果的かつ実施可能な施策の提案等を行うものでございます。

以上でございます。

○柳井委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○淀川経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課淀川です。よろしくお願いいたします。

政策企画課所管の補正予算につきまして、歳出1事業、御説明をさせていただきます。

補正予算書20ページ、21ページを御覧ください。

款13諸支出金項1基金費目2公共施設等総合管理基金費、こちらの5億円の積み増しとなります。

こちらは地方財政法の規定により、令和5年度決算の実質収支の2分の1以上となる8億円を積み立てるもののうち5億円を公共施設等総合管理基金に積み立てるものとなります。なお、積み立て後の年度末基金残高見込みにつきましては、21億2,185万9,000円となります。

政策企画課所管の補正予算の説明は以上となります。

○柳井委員長 財政課長。

○池邊財政課長 財政課の池邊です。よろしくお願いいたします。

財政課所管の補正予算の内容につきまして御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

款19項2目1の財政調整基金繰入につきましては、牛久市一般会計補正予算（第2号）の予算調整の結果、2億9,231万3,000円を、財政調整基金へ繰り戻すものとなります。

同じく、同じページの減債基金繰入金につきましては、歳出における繰上償還の財源として1,880万円繰り入れるものとなります。これによりまして、減債基金の残高見込みにつきましては、15億6,875万円となります。

続きまして、款20項1目1繰越金につきましては、令和5年度の実質収支額の確定により、当初予算で計上しました3億5,000万円を差し引いた11億7,984万6,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出となります。

10ページ、11ページを御覧ください。

款2項1目16の0101財政調整基金費につきましては、地方財政法の規定により、実質収支の2分の1以上となる8億円を積み立てるもののうち、財政調整基金に3億円を積み立てるものであります。これによりまして、財政調整基金の残高見込みにつきましては、財政調整基金への繰戻しと合わせまして、39億9,876万4,000円となります。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。

款12項1目1の0101地方債償還元金につきましては、国庫支出金を受けていた2つの事業についての繰上償還でありまして、一つは、令和2年度から3年度にかけて実施したエスカード牛久ビル改修工事実施設計につきまして、国庫返還となったことに伴い、市負担分に対し起債を行っていた財政融資資金の繰上償還金1,820万円、もう一つは、令和5年度から6年度にかけて実施した下根中学校のり面崩壊への災害復旧事業につきまして、補助対象事業費の減額があったことに伴い、同じく財政融資資金の繰上償還60万円、合わせまして元金償還金1,880万円の増額となります。

財源につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました減債基金繰入金を充てております。

同じく、款12項1目2の0101市債を管理するにつきましては、ただいま御説明いたしました繰上償還に当たりまして、財政融資資金の借用証書における約定に基づく加算金を支払う必要があることから、エスカード牛久ビル改修工事実施設計分121万6,000円及び下根中学校のり面災害復旧事業分7,000円、合わせまして補償金122万3,000円を計上するものです。

以上となります。

○柳井委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 補正予算、人事課所管分の御説明をいたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費の事業0118庁内で研修をするの180万円につきましては、接遇研修に係る講師謝礼の予算計上となります。最大で12回、対象648人を予

定しております。

また、常勤職員の人件費なんですけれども、こちらは各款項目、24事業にまたがる事業で、合計でマイナス1,076万6,000円となっております。

こちらにつきましては、今年度の定期人事異動や組織改編による予算の組替えなどにより、人件費の中でも給料で1,944万5,000円の減額、手当等で1,977万円の増額、共済費で1,109万1,000円の減額となっております。

また、会計年度任用職員の人件費といたしまして、こちら各款項目、48の事業にまたがっておりますが、合計で2,096万3,000円となります。

こちらは本年度から支給開始となりました勤勉手当の支給在籍期間を、当初は一律4月からとしておりましたが、前年度から継続して任用している会計年度職員については、前年度からの継続分も在籍期間に含めるという在籍期間割合の見直しを行ったことによりまして、不足する分の予算計上となります。

説明は以上です。

○柳井委員長 総務部次長兼契約検査課長。

○門倉総務部次長兼契約検査課長 契約検査課の門倉です。よろしくお願いたします。

私からは、契約検査課所管の補正の内容について御説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページになります。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費0113入札参加資格者を管理する、1の報酬4,000円の増額となります。こちらは、当課におきまして採用している会計年度任用職員の報酬につきまして、当初予算計上時におきまして勤務日数が奇数日となる月の給与計算をする際に、30分の繰上げ処理が必要なところ、それを考慮せずに積算してしまいまして、年度末において3.5時間分の報酬が不足するため、4,000円増額させていただくものです。

以上です。

○柳井委員長 管財課長。

○小林管財課長 管財課小林です。よろしくお願いたします。

管財課所管の補正予算、歳出2件について御説明いたします。

同じく予算書10ページ、11ページを御覧ください。

1件目です。款2総務費項1総務管理費目6財産管理費0102庁舎を維持管理するの事業で、工事請負費71万2,000円の増額です。

内容は、本庁舎2階正面玄関からロビーまで、点字ブロックが既に敷設はされておりますが、こちらの張り替え工事を実施する工事費となります。実際の工事費は154万円でございますが、実は、当初予算措置をしておきまして、不要となった工事費82万8,000円に実工事費に不足する分を今回増額するものでございます。

続きまして、その下段、2件目になります。0106リフレを維持管理するの事業です。1,359万4,000円の増額です。

内訳としては、現在実施しているリフレの屋上防水及び外壁改修工事の増額分として、工事請

負費1, 274万8, 000円、併せて管理の委託料です84万6, 000円となります。

こちらの内容ですが、ひたち野リフレを象徴する西側一面のガラスですね、ガラスルーバーと呼びますが、令和6年2月に契約した工事の中で点検を行った結果、ガラスの小口保護カバー、これはガラスの周囲を保護するカバーなんです、こちらが切れていたり、欠けたりしている状況、あとはガラスを支えている金物のシーリングが劣化している状況、あとは、さらに、撤去が必要なルーバー2枚が点検の結果、報告がなされました。そのため、今申し上げたガラス小口保護カバーの修繕、シーリングの打ち換え、また、既に、ガラスのルーバーですが、1枚欠損している状況でございます。今回点検の結果で指摘された2枚、合わせて3枚のガラスルーバーを復元する工事費となります。

工事費の主な内訳を申し上げますと、いわゆる直接工事費に経費のほうを案分した数字ではございますが、シーリングの打ち換えで約600万円、3枚のガラスルーバーの復元で約300万円という内訳でございます。

また、この工事に伴い、工期が3か月延長となることから、管理費用も併せて増額をいたします。

管財課所管の補正予算の説明は以上となります。

○柳井委員長 収納課長。

○大和田収納課長 収納課大和田です。よろしくお願ひいたします。

収納課所管の補正予算について御説明いたします。

補正予算書12、13ページを御覧ください。

一番上になります。

款2総務費項2徴税費目2賦課徴収費、事業のほうは0103市税等の収納を管理する1, 293万6, 000円の増額になります。

現在、指定金融機関に収納代理金融機関等で領収した情報を市の基幹システムに取り込めるデータ作成をしてもらい、市にデータとして送ってもらう業務委託を行っております。

現在、全国の自治体で基幹システムの標準化が進められており、牛久市では、今年度、税務システムの標準化が行われます。それに伴い、市県民税普通徴収、特別徴収、固定資産税、軽自動車税の納付書様式が変更となるため、来年度の指定金融機関での新納付書様式の領収済通知書読み取りシステム設定等の追加が必要となるため増額するものとなります。

以上となります。

○柳井委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 総合窓口課の橋本です。よろしくお願ひいたします。

総合窓口課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

資料の12ページ、13ページを御覧ください。

上から2つ目の枠になります。

款2総務費項3戸籍住民基本台帳費目1戸籍住民基本台帳費、こちらの0106個人番号カードを運用するでございます。

こちらですが、マイナンバーカードの電子証明書の更新や保険証のひもづけが、今後、急増していく見込みとなっております。それに対応するための会計年度任用職員の増員をします。その報酬等となります。及び、産休・育休取得に伴います会計年度任用職員代替職員の報酬等の不足見込み分の増額となっております。

追加任用しますのは、10月から3月任用の予定でして、3名増員となります。今まで8名体制だったものが11名体制で、こちら急増に対応するものとなります。また、産休代替につきましては、8月から3月末までの任用となりまして、1名の増員となっております。合わせまして472万5,000円の増額となっております。

こちらの事業につきましては、国の補助金が10分の10でございますので、歳入のほうも併せて増額をしております。

以上でございます。

○柳井委員長 説明が終わりました。

これより議案第52号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。水梨委員。

○水梨委員 おはようございます。

牛久市のシティプロモーションの部分でお伺いしたいと思います。

こちら880万円ということなのですが、どのような理由でこの金額を上げているのか、まずはちょっと、ざっくりと教えていただければと思います。

○柳井委員長 営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 880万円の根拠についてお答えさせていただきます。

本業務内容に基づきまして、業者から参考見積りを取り寄せた上で、県や他の自治体の事例も調べたところ、おおむね適正な金額であると判断しまして、予算額といたしました。

以上でございます。

○柳井委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。

牛久市として、こちらは短期的なプロモーションをしていくのか、それとも中期的な、数か月程度なのか、それとも年間を通してなのか、さらにその上を考えて国際的にプロモーションしていくのか、どのようにちょっとお考えなのかお伺いたします。

○柳井委員長 営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 お答えさせていただきます。

今回のコンサルティング業務委託を受けまして、今後、中長期的にプロモーションをしていくための手法であったり、牛久市が持つ優位性、そういったものの洗い出しに係る費用でございますので、その結果を受けて中長期的にプロモーションに反映させていきたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 水梨委員。

○水梨委員 ありがとうございます。

洗い出しということなので、今後、プロモーションをしていくコンサルティング業者に任せていくということであれば、さらに予算が追加されていくような考えで大丈夫でしょうか。

○柳井委員長 営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 お答えさせていただきます。

まず、今年度、こういった調査に係る費用として計上させていただきましたが、その調査結果の報告を受けまして、市のほうで必要と判断するのであれば、さらにこの結果を受けてどう活用していくかというのも、来年度以降、行動に移すために検討してまいりたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 出澤です。お願いします。

私からは、職員の給与関係についてお尋ねします。

数十万円から数千万円単位まで幅広く増減があるんですけれども、増減の理由についてもう一度ちょっとお示しいただきたいと思います。

○柳井委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 御説明いたします。

まず、当初予算の段階では、前年度に張りついていた課の職員の給与で次年度の当初予算をまず算定いたします。その結果、通常、人事異動が起きますと、給与の高い人と若い安い人が入替えがあれば、そこで差額が生じます。また、今年度については、4月に組織改編を行ったことにより、教育委員会の文化芸術部門が観光のほうに移動したことに伴いまして、そちら大きく人件費の移動、入替えを行っております。

説明は以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 例えば、これは21ページの社会教育総務費かな、これ6,170万円減額となっておりますが、増額の理由等も分かる、これだけ大きく減額というのをちょっと教えていただきたいと思います。

○柳井委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 4月の組織改編で社会福祉課が障がい福祉課と社会福祉課に分かれましたので、障がい福祉課の予算として計上した分は社会福祉課のほうからは減額となっている状況です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳井委員長 ほかに意見のある方。伊藤委員。

○伊藤委員 庁内の研修についてももう少し詳しく教えていただければと思いますので、お願いいたします。

○柳井委員長 総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 研修につきましては、窓口業務に関わる、また電話等接遇研修の

費用になります。電話や窓口というのは市役所の顔になります。市民の方の印象、牛久市役所を印象づける大切な研修であることから、これまでも新採研修等小規模には行っておりましたが、今回補正を取らせていただいて、大規模に開催したいというふうに思っております。対象が最大で全12回、648人の大規模な研修となる予定となっております。

○柳井委員長 ほかに意見のある方いらっしゃいますか。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしく申し上げます。

大きく2点です。

まず、シティプロモーション、私もお伺いしたいと思います。

ラーンクが契約終了になると思うんですけれども、そのテーマが「らしく、うしく」であったと思うんですけれども、その辺はどうお考えになるのか、そのまま継続でいくのかということと、あと、コンサルの件も、ちょっと私も聞きたいんですけれども、同僚議員が中長期的なことということで、その御回答いただきましたが、今、何かSNSを映像として使うようなシティプロモーションがいろんな自治体で行われていると思うんですけれども、そういう方向性に取り組んでいくのか、変えていくような流れでいいのかどうか、方向性の確認を再度教えていただきたいのが1点であります。この分野は都合2点です。

それと、公共施設等の総合基金の御説明をいただいたんですけれども、内訳といいますか、歳入のほうに、財調のほうに3億円、公共施設等総合基金費ということで5億円積み立てるということでしたが、公共施設等総合基金ということで、何かこれだという狙い文句があつての5億円の積立金であるのかどうか、漠然といろんなものの準備の5億円であるのか、分かる範疇で教えていただきたいなと思います。

以上2点でございます。

○柳井委員長 営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、シティプロモーションのテーマ「らしく、うしく」、現在活用しているこのテーマにつきましては、今後、見直しというのも考えていきたいと思っております。

市制40周年を迎えるに当たりまして、市のプロモーションについても、現在、これから大きく見直したいと考えておりますので、このテーマであったり、またSNSの活用についても、実際にSNSを扱っている広報広聴課と連携をしながら、SNSをどういうふうに活用したらいいか、そういったものも今回のコンサルティングを受け、プロモーションについてアドバイスを受けたと考えております。

以上です。

○柳井委員長 財政課長。

○池邊財政課長 基金のことについて御回答いたします。

今回、実質収支分として積み立てる8億円、こちらのうち財政調整基金に3億円、公共施設等総合管理基金に5億円、こちらの内訳のまず考え方なんですけれども、今回、積立てをすることで、あとは、財政調整基金は繰戻しを行うことで、こちらまず財政調整基金につきまして、今回、

6年度の当初予算も含めまして、結構大きく繰入れをしているところで、取崩しを行っているところがございます。今回の実質収支と、あと予算の調整の繰戻しを含めまして、大体40億円ぐらいをめどに、今年度末の残高をちょっと戻すような形で繰入れを行いますと、財政調整基金で積立てとしては3億円、残りの実質収支の8億円につきまして、残りの5億円を公共施設等総合管理基金に積み立てているものでございます。

今、甲斐委員からありましたとおり、実際に今後の事業の予定等はまだまだ結構いっぱいありますので、例えば、中央生涯学習センターの大規模改修ですとか、あとは下根中の長寿命化ですとか、事業としては山積している状況でございます。公共施設等総合管理基金の具体的に幾らという目標まではないんですけども、こちらについてもそういった考え方で積立てをしているものでございます。

以上です。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ちょっと再質するつもりなかったんですけども、もう一回。

財調のほう40億円ということでしたけれども、いまのお話ですと、公共施設等総合基金のほうは、具体的に幾らというのは決まっていらないんですか、それとも計算していないというか、これからやっていくよという話なのか、そこだけ確認を取らせてください。

○柳井委員長 財政課長。

○池邊財政課長 お答えをいたします。

具体的な基金の残高目標については設定してございません。

以上です。

○柳井委員長 ほかに意見のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、今、財調の問題、それから公共施設の基金の問題が出ました。

今回、財調に2億9,200万円繰戻すことによって、当初予算でやっていた金額が相当、しかも3億円を積み立てるということでは、財調の残高がやっぱり39億9,876万円ということになるんですけども、要するに、当初予算で掲げたものを繰戻すことによって、また財調の残高が増えたということなんですけど、この辺の考えですね、今、実質収支の2分の1、今8億円のうち財調に3億円、公共施設に5億円という説明は分かったんですけども、財調についての今後の計画ですね、その使い方、まだ決まっていらないということなんですけど、どの程度まで残高を積み立てていく考えなのか伺いたいと思います。

それと、すみません、さっき市債のところ、1,880万円だったかな、その減債基金か何かが、繰入金がありましたよね。これ、繰り上げた中の、先ほど説明があったんですけども、もう少しちょっとこの辺詳しく説明をいただきたいと思います。

それと、すみません、13ページの市税の収納等を管理するということなんですけど、来年度、指定金融機関からの内容のことについての委託料ということなんですけど、この点についてももう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○柳井委員長 財政課長。

○池邊財政課長 遠藤委員からの、まず基金について、財政調整基金の目標額について、まず御説明させていただきます。

財政調整基金につきましても、具体的に幾らまで積みたいという目標はございませんが、先ほどありましたとおり、6年度の当初予算、あと6月補正等も含めまして、大きく繰入れをしている状況なので、そちらについて、今回、実質収支、こちらと補正予算の調整を含めまして繰戻しをしているものです。

目標については、具体的には幾らというのはないんですけれども、トータルのバランスで公共施設総合管理基金と、あとは収入の状況、こちら等を見まして、こちらは、例えば、災害があったとき、あとはリーマンショック等あったとき、こういったときには、一時的な財政出動、考えられることがありますので、ある程度の基金の残高は持っておきたいと考えてはおります。

あとは、公共施設、こちらの長寿命化がまだまだ残っている状況ですので、こちらを対応するためには、もちろん補助金があるものは補助金を活用して、公共施設等総合管理基金とか、あとは財政調整基金とか、そういったものも財源として考えていきたいと思っておりますので、そちらを総合的にバランスよく検討していきたいと考えております。

続きまして、減債基金繰入金のほうにつきまして御説明させていただきます。

今回、減債基金繰入金につきましては、公債費の補正予算のほうで繰上償還1,880万円、こちらの元金に繰上償還の財源として減債基金を繰り入れるものです。こちらの繰上償還につきましては、2本の国の補助事業の補助金の返還に伴います返還がありますので、そちらの裏負担として市債を借りておりました部分、こちらを繰上償還が必要になってまいりますので、そちらの1,880万円という形になってございます。

財政課の説明は以上になります。

○柳井委員長 収納課長。

○大和田収納課長 御質問にお答えします。

指定金融機関の市の基幹システムへ取り込むデータ化の委託なんですけれども、昔は紙の納付書を指定金融機関のほうから頂きまして、それを市の職員が全部データをつくっている状態でした。それを指定金融機関のほうに現在委託しているのがデータ化の委託ということになりますけれども、今現在の納付書のほうは、もう指定金融機関のほうで読み取りの設定はされているんですけれども、新しい納付書の部分について、まだ設定ができていない分を、その分を今回の補正で新しく設定していただくという形になってございます。

以上です。

○柳井委員長 いいですか。遠藤委員。

○遠藤委員 今、御答弁いただいた中で、地方債の償還のときに、1,880万の円の金額のときに、たしか令和2年から3年のエスカードとか、下根中のという御説明あったんですが、このときは繰上償還というか、そういうような想定の対象になっていた、何かちょっとその辺の理由がよく分からないので、この辺もちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと、市税の収納のところ、指定金融機関ということなんです、たしか2年ごとに金融機

関が変わるということなのですが、この令和6年度についてはどこの金融機関が担当になるのか、その辺を確認したいと思います。

○柳井委員長 財政課長。

○池邊財政課長 繰上償還のことについて御説明させていただきます。

今回、繰上償還でありますものが事業としては2本、1本目がエスカード牛久ビル改修事業、もう1本が下根中学校のり面の災害復旧事業、こちらの2本になります。

これが当初から繰上償還が見込まれていたかといいますと、これは全く見込まれていなかったものでございまして、基本的には国の補助事業を実施した場合には、そのままその裏負担についても、起債するものしないものとはございまして、起債するものにつきましてはそのまま借入れを行って、償還完了までそのまま償還をしていくというのが基本になるんですけども、国の補助金を受けて実施した事業の借入れにつきましては、国の補助金が返還になってしまうと、そちらの借入れの部分も、同じく返還をしなければならないという決まりがございまして、今回、エスカード牛久ビル改修事業につきましては、今回、返還金が計上されているところなのですが、そちらの返還に併せて繰上償還というものも実施する必要があるため計上しているものになります。

もう1本の下根中学校のり面の災害復旧事業につきましては、こちらは5年から6年にかけて実施しているもので、5年度の予算で措置をして6年度に繰越しをしている事業になります。補助金としては6年度繰越しをして、6年度にこれから受け入れる補助金の部分になりますが、借入れのほうは、事業の進捗の状況に合わせて5年度に全額借入れを行っております。6年度に実績報告、実績を出したところ、補助対象事業費が減額になりまして、そうすると、その分、補助金としては受け取れないような形になります。その受け取れない部分の繰上償還を今回実施するような形になっているものでございます。

以上になります。

○柳井委員長 収納課長。

○大和田収納課長 では、再度の質問にお答えします。

まず、今回、納付書のほうが新しい様式に変わるというのは、今、全国で、先ほど補正の理由でお話ししましたが、全国で基幹システムの標準化というのが進められています。牛久市の税務の標準化のシステムが今年度変わりますので、そこで新しい納付書の様式に変わるために、今回、修正を行うことになりますが、御質問の令和6年度の指定金融機関は、現在つくば銀行です。今回修正をかけるものは、今年度基幹システムが改修されたものを、来年度から新しい納付書になるので、来年度の指定金融機関、常陽銀行のほうを修正いたします。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 今、地方債の返還のところでは説明分かりました。ということは、これ多分違う土木のほうになると思うんですけども、エスカードの牛久ビルの利活用を図る、ここに返還金として計上されているところと関係するということで理解していいのか、そこだけちょっと教えて

ください。

○柳井委員長 財政課長。

○池邊財政課長 そのとおりでございます。そちらの国庫補助金の返還金と連動するような形の繰上償還になります。

以上です。

○柳井委員長 杉森委員。

○杉森委員 おはようございます。よろしくお願いします。

11ページのところで、ふるさと納税のところなんですが、広告を拡大していくというふうなことですけれども、このふるさと納税については、当初は相当大的な金額が、本来入るべきものが外に行ったというふうなことがあったわけで、それから大分頑張っ、それを取り戻すと言うとちょっとおかしいですけれども、金額的にはプラスマイナスを、マイナスを減らすというところで頑張っ、これたんでないかというふうに思いますけれども、今、総務省や何か、このふるさと納税については特に返礼額の問題ですとか、いろいろ規制といいますか、変更といいますか、そういうものを行っているかというふうに思いますけれども、それらの影響というのをどういうふうに考えているのかということと、それから、牛久市として、このふるさと納税で、これからどの程度まで持っていきこうとしているのかということと、あるいは、逆、ほかのところへ持っていかれるという言い方はよくないですけれども、それを想定しているのかというところを、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、先ほどもありましたけれども、シティプロモーションのところですが、これはどういった会社に委託をしようとしているのか、あるいは相談しようとしているのかというところ。牛久市、大分前ですけれども、プロモーションビデオみたいなのもついたり、やって、どの程度効果があったのかというところは、あまりよく見えなかったところがあるわけですけれども、そこと同じ会社ということは多分ないだろうと思いますけれども、どういった会社と、今、契約をしようとしているのか、市内の会社なのか、会社名も言えるのかどうかというの分かりませんが、その辺、あるいは実績、どういうふうな実績を持った会社なのかというところ、お尋ねしたいと思います。

それから、リフレの維持管理なんですけれども、ガラスルーバーが欠けているというか、破損しているところがあるというふうなことなんですけれども、大体、外側のガラス板、あれガラスなのかどうかというのはよく分かりませんが、それ自体の破損というのはどの程度あるのか。設計当初の耐久年数というか、そういった当初の予定と比較して、部品が若干壊れるぐらいの程度のことなのか、あるいは全体に少し破損が進んでいると、計画よりも、耐久年数の想定と比べて、そこら辺をどういうふうに考えているのかというところを質問したいと思います。

○柳井委員長 営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、公告費につきまして、総務省の基準改正を受けてどういった影響があるかという点についてですが、毎年、総務省がふるさと納税に係る基準を改正する中で、今年度においても10月

1日から基準の改正というのがございますが、この広告費についても対象となっております。今まで、行っていた広告全て認められるわけではなくて、返礼品だけを強調するのではなくて、自治体の情報であったり、市のイベントやそういった情報も併せて広告をしなければいけない、返礼品だけの広告というのが認められにくくなってきております。そういった影響だけでなく、事務経費についても、これまで返礼品として返しているものは寄附額の3割というのを上限として定められていた一方で、事務経費については縛りはございませんでした。それが昨年からは厳格に5割までという基準に改正されましたので、3割の返礼品を含めて、残り2割で事務を行わなければいけない、そういったことが、現状大分厳しい状況でございましたので、影響としましては、寄附額を変更しまして、返礼割合3割が上限ですが、牛久市においては3割のものもあれば、2割のものも設定しております。返礼割合を下げることで事務経費を捻出しているのが現状でございます。

また、目標につきましては、今年度10億円という目標を設定しております。2年前に5億円を超えまして、ようやく若干黒字になりましたが、昨年度7億7,000万円の御寄附をいただいて、黒字の幅が1億1,000万円に伸びました。これを目標を10億円として、黒字の幅をどんどん伸ばしていく取組を行いたいと思っております。

続いて、シティプロモーションについてですが、どういった会社を考えているかという点ですが、この業者の選定方法につきましては、広く業者から本事業に対する企画提案をしてもらって、その中から優れた提案を行ったものを選定するプロポーザル方式を検討しておりますが、あくまでも、見積りを取り寄せた業者であったり、今現在接点を持っている業者につきましては、法人名につきましては、法人情報であるため公表は控えさせていただきますが、茨城県において、県北振興施策等で実績のある事業者と現在連絡を取っております。

以上でございます。

○柳井委員長 管財課長。

○小林管財課長 管財課小林です。

ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

まず、ガラスのルーバーの構造から御説明をさせていただきます。このガラスルーバーなんですけど、実は合わせガラスでつくられております。今回、足場を組んで、1枚、1枚、全てのガラスを点検した結果なんですけど、この合わせガラスの剥離が見られました。経年劣化によるものというふうに判断をされるんですけど、このままガラスを設置しているのは危険という判断の下に、2枚を交換させていただくという内容でございます。

実際、ガラスがどれくらい、要は耐用年数的にというお話なんですけど、実際ちょっとここは何年というところまでは、やはり明言はできないということも聞いております。なので、あくまで今回は点検の結果によるガラスの交換をさせていただくものです。

以上です。

○柳井委員長 質問以上ですか。出澤委員。

失礼しました、答弁ですね。総務部次長兼人事課長。

○石野総務部次長兼人事課長 申し訳ありません、先ほど出澤委員からの御質問に対する答え、ちょっと私誤っておりましたので、訂正のほうをさせていただきたいんですが、出澤委員御質問の補正予算書20、21ページの社会教育総務費のマイナス6,170万円につきましては、文化芸術課が組織改編により、環境部のほうに、未来創造課のほうに移ったことによる減額になります。

対象といたしましては9名、こちらの9名分の人件費につきましては、16、17ページのちょうど真ん中の四角囲みにあります7款の商工費、こちらのほうに増額のほうで移っている状況です。改めて訂正いたします。申し訳ありませんでした。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 私も、もう1点だけ、ふるさと納税の件について、これは黒字化したという、今、答弁ありましたし、私も一般質問で取り上げましたが、牛久市がかなり頑張って寄附額を増やしたという一方で、これ牛久市民がほかのふるさと納税を利用すれば、流出する額も増えてしまうと思うんですけれども、このあたり、ふるさと納税の仕組みというものを、牛久市として市民の皆さんにアナウンスする予定とかあるのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○柳井委員長 営業戦略課長。

○池田営業戦略課長 お答えさせていただきます。

このふるさと納税の仕組みについて、市民の方に対しての周知につきましては、今年度初めに広報紙におきまして、ふるさと納税の実績と、また、市民の方が他の自治体に御寄附をされていて、いわゆる住民税の控除額が増加している、そういったページを作成しまして、広報しているところでございます。

なかなか個人の自由意思によります寄附の制限というのはできませんので、市民の方が制度を活用するというよりも、市外の方からより牛久市に目を向けていただけるような取組を展開していきたいと考えております。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 おっしゃるように、市民の寄附行為を制限することは、もちろんできないと考えますけれども、ただ、その仕組みというものをちゃんと周知することによって、市民の皆様がちゃんと考えることは必要だと思うので、その辺は引き続きお願いしたいと思います。

以上です。

○柳井委員長 答弁は必要。ほかに意見が。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 ないようですね。以上で、議案第52号に対する市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開時間ではありますが、13時10分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

午前11時32分休憩

午後 1時10分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました保健福祉部所管の案件は、

議案第52号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第53号 令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

初めに、議案第52号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第52号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 保健福祉部渡辺です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

保健福祉部の一般会計補正予算につきましては、4つの課にまたがっておりますので、順次説明をさせていただきたいと思っております。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本医療年金課長 医療年金課宮本です。よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算のうち、医療年金課所管分につきまして御説明申し上げます。

歳出のみとなりますが、14ページ及び15ページを御覧ください。

款3民生費項1社会福祉費目11国民年金費の給料及び職員手当等ですが、こちらにつきましては、会計年度任用職員の期末勤勉手当のほか、過不足が見込まれるため計上するものでございます。

続きまして、その下、目12国民健康保険事業費の国民健康保険事業特別会計繰出金104万1,000円につきましては、後ほど議案第53号として御説明を申し上げます国民健康保険事業特別会計補正予算に伴い、人件費及び事務費相当分として増額するものでございます。

以上でございます。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 健康づくり推進課野口です。よろしくお願いいたします。

健康づくり推進課所管の補正予算について御説明いたします。

初めに、歳出です。

同じ、14、15ページ。

一番下の枠内2段目を御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費目3母子衛生費0109子育て世代包括支援センターを設置し利用者支援事業を実施する12委託料、産後ケア949万5,000円の増額です。これは、産後ケ

ア利用者が当初見込みより大幅に増加していることによる増額補正となります。

1 から 5 回利用者の宿泊型が見込み数の約 2 倍の 2 1 0 回、通所型が約 1. 8 倍の 1 7 9 回、訪問型が約 5 倍の 4 6 回、託児が約 1. 5 倍の 1 5 5 回の見込みとなります。

次に、歳入です。

8、9 ページを御覧ください。

9 ページ、2 番目の段の枠内を御覧ください。

款 1 5 国庫支出金項 2 国庫補助金目 3 衛生費国庫補助金 1 保健衛生費補助金、母子衛生費補助金、歳出の 2 分の 1 の補助となり、4 7 4 万 7, 0 0 0 円の歳出となります。

説明は以上です。

○柳井委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 高齢福祉課久米です。よろしく願いいたします。

私のほうも歳出から御説明まいります。

1 2 ページ、1 3 ページ、おめくりください。

こちら、款 3 民生費項 1 社会福祉費 2 老人福祉費、こちらの長寿をたたえる事業を実施する。こちらと、その下の枠、そのまま介護保険費になりますけれども、介護保険事業特別会計繰出金、こちらになります。長寿をたたえる事業を実施するにしましては、こちら、報償費、役務費、それぞれ当初見込んでいた人数よりも、お祝いに該当する人数が増えたものですから、そちらの分ですね、報償金と、あと郵送料、こちらのほうの補正を要求するものです。

その下の介護保険事業特別会計繰出金にしましては、これ歳入とも絡むのですけれども、低所得者軽減負担金の追加交付分を国、県及び市のほうから繰出しをするということで、特別会計に向けた繰出しということになります。こちら、あわせまして、ページをちょっと戻っていただくんですが、今度は歳入に移りまして、8 ページ、9 ページ、こちらの歳入、おめくりください。

こちらの歳入分の款 1 5 国庫支出金項 1 国庫負担金目の 1 番上、民生費国庫負担金、こちらにまず国のほうから追加交付になります低所得者保険料軽減負担金、これ補助率 2 分の 1 の分ですね、こちらがまず入ってくるものと、あわせまして、同じ 8、9 ページの款 1 6 県支出金項 1 県負担金、こちらの民生費県負担金の中で、やはり同じく、低所得者保険料軽減負担金、こちら補助率 4 分の 1 なんですけれどもこちらの追加交付を受けることになります。

あと、もう一つの款 1 9 の繰入金のところ、他会計繰入金ございますけれども、こちらに関しても、特別会計繰入金として一般会計に入ってくるものがあるんですが、これはまた後ほど議案 5 5 号のところの御説明と併せましてやるんですが、介護保険の分から繰入れのほうを行うというものでございます。

説明は以上でございます。

○柳井委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 障がい福祉課富田です。よろしく願いいたします。

まず、歳出から御説明をさせていただきます。

御手元の資料 1 4 ページ、1 5 ページの上段を御覧ください。

款3項1目9の0117障害者の緊急時居室確保事業を実施するにつきましては、支給対象者の見込み増に伴いまして、扶助費9万円の増額計上でございます。

歳入面につきましては、8ページ、9ページを御覧ください。

こちら、款15項2目2民生費国庫補助金、こちらの障害者地域生活支援事業補助金2分の1ということで、9万円に対しまして国費2分の1、4万5,000円の補助の見込みとなります。

同じく8ページ、9ページ、款16項2目2民生費県補助金、こちらにつきましては、障害者地域生活支援事業補助金、県費4分の1ということで2万2,000円、こちら、それぞれ増額計上となります。

以上でございます。

○柳井委員長 説明終わりました。

これより議案第52号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。出澤委員。

○出澤委員 お願いします。

15ページの子育て支援包括支援センターのところですが、これ増額、利用者が大幅に増えたという御説明でしたけれども、これはどのような背景があるというふうに御認識かお教えてください。お願いします。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 お答えいたします。

令和5年度に3つほど前年度と変わったことがございまして、国の施策により利用料の減免が行われました。1から5回目に関して、牛久市の場合は、産後ケアは10回まで利用できるようになっているんですけれども、その1から5回目までで2,500円の利用料を減免することになりました。国のほうでは2,500円程度を減免するというような指示がありましたので、市のほうもそういうふうに対応させていただきまして、したがって、宿泊に関しては、今まで利用者負担が5,000円であったのが2,500円、通所に関しては2,500円であったものが0円、訪問に関しても2,000円であったものが0円ということになっております。

もう一つは、これは牛久市独自のものなんですけれども、託児、子供を預ける、例えば、宿泊とか通所でも、子供と一緒にお母さんが過ごすという場合と、子供を預かっていただいてお母さんがゆっくり過ごすということがああるんですけれども、その託児というものを、今までは通所のみであったんですけれども、宿泊でも託児ができるよというのが5年度から変わった点です。

もう一つは、これも国の施策なんですけれども、今までは、在宅ケアを実施するにはそれなりの事情がある方ということが原則だったんですが、対象者を拡大して、希望があれば、1歳未満のお子さんお持ちの母子で、使いたいという希望があれば誰でも利用できるというふうに変った、この3点です。

以上です。

○柳井委員長 出澤委員。

○出澤委員 よく理解できました。

市民の方に使いやすい制度になったということで、これはかなりよかったと個人的に思います。ありがとうございます。

○柳井委員長 ほかに意見のある方。遠藤委員。

○遠藤委員 それでは、質問いたします。

14、15ページの障害者の緊急時居室確保事業ということで、見込みが増えたということの増額の計上ということなんですが、この辺をもう少し具体的にお示しいただけたらと思います。

それと、今の子育ての世代の包括支援センターなんですが、利用者が利用しやすい、牛久市の独自のものも含めて、対象者が拡大になったということなんですが、受け入れる事業所というのかな、そういうのは、例えば市内に何か所か、それとも市外も可能なのか、その辺も伺いたいと思います。

もう1点あったんですが、後でもう一度質問させてもらいますので、取りあえず2点お願いします。

○柳井委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 それでは、私のほうから、障害者の緊急時居室確保事業につきまして御説明をさせていただきます。

こちらの事業は、御家族の入院、出産、それから事故などで介護者、保護者による自宅での支援が受けられない障害者、かつショートステイなどの利用が困難な方に対して、緊急時にショートステイ相当の支援を行うというものになります。

これまでは、毎年1件ないし2件、1泊、2泊、3泊程度の御利用が見られておりました。今年につきましては、4月から5月のゴールデンウィークのところで、急遽このサービスが必要な方がありまして、連休を挟みまして、5泊6日、このサービスで支援をしたところでございます。

結果といたしまして、こちら、今年の後半分の利用がある場合には、ちょっと予算が不足するというので、増額補正をさせていただきたく計上したものになります。

以上です。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

産後ケアの施設に関しましては、令和5年度までは8か所だったんですけれども、令和6年度に2か所増えまして、今現在10か所になっております。市内は2か所という形です。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 障害者の一時的な居室の確保ということなんですが、そうすると、この御利用になった方はお1人だということよろしいのでしょうか。

こういうときに、例えば、個人負担ですね、それはどういうふうになるのか、そこをちょっともっと確認したいと思います。

それと、産後ケアのところは市内が2か所ということは、あとは牛久市外ということなんです

けれども、その辺の利用の広報というか、そういうのはどういうふうになっているのか伺います。

○柳井委員長 障がい福祉課長。

○富田障がい福祉課長 居室確保事業につきましてお答えさせていただきます。

今回、ゴールデンウイークに5泊6日の利用があった方につきましては、お一方でございます。個人負担がどれほどかということですが、こちらの支援のほうが1泊当たり最重度の障害者の方がショートステイを利用したときの相当額ということで、基準額を1万5,000円で見積もっています。もしサービス給付を受けていた場合には、その1割の自己負担ということの御負担をいただくようになるので、自己負担を1,500円、ということと頂戴してございます。

また、実際には、お食事代は別途ということになりますので、このサービスを利用された方は、1泊当たり3,000円程度の自己負担をいただいている状況です。

以上です。

○柳井委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 産後ケアなんですけれども、市内で大体7から8割ぐらいを占めておりまして、ほかの2割から3割が他市町村ということになります。

広報と申しますか、それに関しましては、こちらでお勧めするというのではなく、御利用者の希望によって、こちらで、予約はうちの事務局のほうで取りましますけれども、あくまでも御利用者さんの希望という形で取っております。やはり、それなりによいところは口コミで広がるということもありますので、それによってちょっと差が出ているのもあるのかなと思います。以上です。

○柳井委員長 ほかに御意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 よろしいですね。

以上で、議案第52号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第53号令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第53号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 改めましてよろしくお願ひいたします。

議案第53号牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書のページ順とは異なりますが、先に歳出予算を、次に歳入予算を御説明申し上げます。

歳出につきまして、予算書の8ページ及び9ページを御覧ください。

一番上の診療報酬明細書を点検するの職員手当等25万1,000円及び、中ほどの特定健康診査・特定保健指導を実施するの職員手当等43万円は、それぞれの事業に従事する会計年度任用職員の期末勤勉手当の不足が見込まれるため増額するものでございます。

恐れ入りますが、また上へ戻りまして、被保険者証等を交付するの需用費44万円は、マイナ保険証を持たない方へこれまでの紙の保険証に代わる資格確認書を発行するための印刷費用の計

上となります。

その下、国民健康保険制度を適正に運営するの委託料、システム改修の247万5,000円は、当初予算に含まれていなかった負担割合チェック機能システム改修を急遽対応する必要性が生じたため、やむを得ず支出したことによりまして、本来、当初予算で想定していた国保被保険者証一体化法改正対応システム改修分の予算が不足するため、増額するものでございます。

改めまして、まず、急遽対応する必要性が生じた負担割合チェック機能システム改修とは、診療時に本人が窓口で支払う際の負担割合につきまして、オンライン資格確認等システムにおける情報と保険者システムにおける情報等とを突合せまして、相違があった場合に検知することができるようにするものでございます。

令和5年12月の時点で、そのシステム改修が必要であることや、令和6年8月から運用を開始することができるようにすること等につきまして通知は来ていたんですけども、一方で、仕様が明確に示されませんで、当初予算に盛り込むことができなかつたばかりか、さきの6月補正にも間に合わなかつたような事情がございます。

次に、本来、当初予算で想定をしておりました国保被保険者証一体化法改正対応システム改修とは、マイナンバーカードの交付者を把握するための機能や資格確認書を発行するための機能など、様々な機能を持たせるためのものでございます。

この2つのシステム改修いずれも、紙の保険証が廃止され、マイナ保険証へ切り替わることに伴うものでございます。

下から2番目になります。

国民健康保険支払準備基金積立金の71万2,000円は、令和5年度決算の歳入歳出差引残額を基金に積み立てるため補正するものでございます。

最後、一番下になります。償還金の3,000円は、東日本大震災により特定被災区域から転入した方の国保税や診療時の一部負担金を免除したことに対しまして、令和5年分として国から概算で収入していた補助金につきまして、額確定に伴い返還金を計上するものでございます。

次に、歳入につきまして、6ページ及び7ページを御覧ください。

上から順に、社会保障税番号システム整備費等補助金の602万円と、特別調整交付金分のマイナス346万5,000円は、先ほど歳出で御説明申し上げましたシステム改修委託料の増額補正に伴いまして、国庫補助金を増額したり、県補助金を国庫補助金へ組み替えたりすることによる計上でございます。

次に、その下、一般会計繰入金の事務費104万1,000円は、先ほど歳出で御説明申し上げました会計年度任用職員の期末勤勉手当の増額等に伴う計上でございます。

最後に、前年度繰越金は、令和5年度決算の歳入歳出差引残額を収入するものでございます。

以上となります。

○柳井委員長 これより議案第53号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 お願いします。

今の44万円のマイナ保険証の方に対しての紙の保険証の発行というところなんですけれども、金額は置いておいて、これ何人ぐらいいらっしゃるんですか。というのと、執行部のほうで持たない理由というのは確認されているのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、対象人数なんですけれども、正確なところは正直見込めないところもあるのですが、補正予算上としましては、一応5,000枚が発注できるように、率直に申しまして少し多い数字ではございます、足りないというわけにはまいりませんので、少し多い数字でございしますが、5,000枚を見込んでの積算となっております。

それから、マイナ保険証を持たない方の理由、事情につきましては、個別のものは、申し訳ございません、把握してはおりませんけれども、報道ですとか耳に入るところによれば、やはりマイナ保険証そのものに対する抵抗感と申しましょうか、嫌悪感と申しましょうか、そういったものもあるやにはお聞きしますし、あとはシンプルにまだちょっと周知広報が届いてない方もいらっしゃるようにも聞いております。

以上でございます。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。

それに対して、皆さんのほうはどういう対応を取られているのか、進めてるのか、そのままなのか、どちらでもいいよみたいな、その辺を教えてください。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 大きく2つのことを申し上げられるかなと思うんですが、一つは、広報紙等におきまして、12月2日からは紙の保険証はなくなりますよということで、マイナ保険証への移行をぜひお願いしますということで、実際にマイナンバーカードへ保険証の機能を付与する具体的なやり方なんかも広報をさせていただいているところでございます。

また、実際、保険証を発行する際にも、同じように、マイナ保険証に切替えのほうをお願いしますということで記載をしたりしてございます。

以上でございます。

○柳井委員長 ほかに意見のある方。杉森委員。

○杉森委員 今回の予算措置自体にどうこうということではなくて、被保険者証の廃止が12月2日に、かなり急な形で進められようとしていることについて、拙速ではないのかなというふうな感じがしますので、質問をさせていただきたいと思うんですけれども、私の聞いてるところだと、私、最近、病院に行っていないので、自分の体験談ではなくて、行った人の、あるいは聞いた話のあれでお話ししますので、事実と合っているのかどうということもあれですけども、マイナカードをリーダーに読み取ってもらってやるわけですけども、結構面倒くさいという感じがするという意見を聞きます。そして、どういうことかということ、結構トラブルもあるんだと。読み取りがうまくいかない場合があると。そして、もし読み取れない場合にどうしなければいけないのかということ、結構面倒くさいと。被保険者資格申立書を記入して提出すれば診療は

受けられるけれども、申立書もいろいろ書かなければいけない。そして、後日、何か医療機関にまた番号や何かの報告もしなければいけないというふうなことを聞いたんですけれども、それは、実際のところどんな状況なのかと。

そしてまた、それについて市民からの意見というのが何かあるのかどうなのかということと、それとあと、先ほど話が出ましたけれども、このマイナカード自体がかなり複雑、これからいろんな機能をつけ加えてくるものですから、ものになっていくと、複雑なものに。例えば、顔認証のもの、磁気マイナカード、あるいは、今言われている被保険者情報をひもづけたマイナ保険証、スマホにしたもの、様々なあれで9パターンのもので、これから想定されているというふうなことなんですけれども、それらの対応というのが、今、どういうふうを考えられているのかということについては、どういう状況なのかということを知りたいということです。

それと、医療機関自体もかなり、これによっていろいろトラブルることや何かの恐れとか、そういうふうなところで、今度の12月の始まるということについては、かなり、ある意味恐れているとか、心配しているところが多いのではないかと、そういうふうな話も聞くわけですが、これらについて、もしこういうふうなトラブルが起きたらこういうふうにするとか、そういうふうな想定の問題というのは、対応というのはされているのかどうか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 3点の御質問だったかと思います。順番にお答えを申し上げます。

まず、マイナンバーカードをリーダーにかざした際のトラブル等、うまくいかないということにつきましては、機械的なもの、たまたまそのときのもの等々いろいろあろうかと思いますけれども、基本的には現場にはお手をかけて申し訳ないんですが、医療機関の窓口の方がいらっしゃいますので、都度、都度、御相談をいただきながら、確認したり進めていただいたりしていただくということになろうかと思います。

私、申し訳ありません、その申立書云々という部分、寡聞にして承知しておりませんで、ちょっとすみません、お答えができません。申し訳ございません。

それから、2番目のカード機能の部分につきましても、私も報道ベースで、自動車免許証の機能も加わるとか、そういった部分は承知はしておるんですけれども、申し訳ございません、カードそのものについてはちょっと、私、所管ではございませんものですから、9パターンということも初めてお聞きしましたし、申し訳ありません、こちらにつきましてもちょっとお答えがいたしかねます。

それから、最後、医療機関側に向けましては、直接、恐らく厚生労働省などから医療機関向けの、例えばQ&Aですとか、こういったふうに対応してもらいたいというようなことが直接流れているというふうには思うんですけれども、重ね重ね恐縮ですが、ちょっとその辺につきましては承知してございません。

以上でございます。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 私も今のマイナンバーのことについて伺いたいと思います。

まずは、マイナ保険証を持つ前に、マイナンバーカードを取得をしなくてはならないというのは、もう原則で分かります。そして、あと、マイナ保険証にひもづけということで、カードの中にその情報が入るといことは分かるんですが、医療機関にかかるときに、月1回、保険証の確認というのがあるんですね。そのときに、マイナ保険証を持っている人は、もうパッパ、パッパ確認ができるんですが、持っていない人には本当に医療機関で相当な列をつくりながら確認をされるというのが今の実態であります。

そういうようなことで、やっぱりマイナ保険証を国の方針として国民に持たせるということで、非常にやっぱり医療機関にかかった人にとってみれば、マイナ保険証を持っていないとこういうふうに差別をされるんじゃないかなんていう、そういう意見なんかも私には届きました。それがまず一つ、そういうことに対する、例えば、市にそういうようなクレームが来たときの対応。

それとあと、マイナ保険証を持っていると、医療機関の負担ですか、それが何か安くなるという、医療費が安くなるというようなことも、市民のほうからも問合せありました。そういうようなことも市のほうで把握をされているのかということを確認したいと思います。

このシステム改修のところで、マイナンバーの機能と、それから資格確認書の機能、ともにシステムの中で負担割合の、そういうものをやっているということなんですが、具体的には市のほうでは、どういうふうはこの改修について、市民のほうに周知をしていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 同じく3つの御質問だったかと思います。

まず、1つ目のケースなんですけれども、申し訳ございません、個別に医療機関ごとで発生しているトラブルといいますか、待たされる、待たされないという部分につきましては、私自身はちょっと承知してはおりませんで、ここでちょっと私事を申し上げるのはいかかとも思いながら、私自身は、すみません、マイナカードのほうがかちょっと時間がかかって、紙の保険証のほうスムーズだということも、私自身として経験しておりますので、すみません、ちょっと一概に申し上げられない部分でもあり、承知していない部分でもございます。申し訳ございません。

それから、2点目、マイナ保険証を使うと医療費が安くなるのか、その辺りということだと思うんですけれども、こちら6月の一般質問でもお答え申し上げた部分かとは思いますが、診療報酬体系上、診察に係る費用が20円でしたか、数十円安くなるということは、体系上あるところではございます。

それから、3点目、システムの改修について市民へのお知らせはということだと思うんですけれども、改修そのものにつきましては、市民の方へお知らせすることは率直に申し上げてないと思います。ただ、資格確認書を発行するための機能が盛り込まれておりまして、資格確認書というのはどういう方にどういうときに届くのかということにつきましては、そちらについてはこれまでもお知らせした部分でもありますし、今後また必要に応じてお知らせしていくことがあるか

と思います。

以上でございます。

○柳井委員長 副市長。

○鷹羽副市長 ただいま宮本次長が申し上げたマイナンバーカードに関する意見のほうは、あくまでの私見でございます、市の公式の意見ではございませんので御了承願います。

市といたしましては、何よりも市民の方に知っていただくと、御不便ないように正しい情報をたくさんの方で正確にお伝えするというのが何より大事かと思っておりますので、そのような周知広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 12月2日以降、紙の保険証の発行はありませんよということは、それは多分市民の方は周知をされていると思います。それで、マイナ保険証を持ってない方に資格確認書というのが送付されるというのは、具体的にはどのような時期に行われるのか、そこだけ確認をさせてください。

○柳井委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○宮本保健福祉部次長兼医療年金課長 あくまでも国保ということで、もちろんお答え申し上げますけれども、現在御手元にある国保の保険証が来年の7月31日までの有効期限となっております。12月2日を過ぎましても、有効期限のある紙の保険証につきましてはそのままお使いいただくことができますので、それに伴いまして、資格確認書、大きく発行するのは来年の夏頃というふうにまず想定をしております。

ただし、12月の2日から紙の保健証発行されませんので、その日以降、例えば転入がありましたとか、社保を離れましたという場合には、マイナ保険証を持ちでない場合には、資格確認書を発行するということになります。

以上でございます。

○柳井委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で、議案第53号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第55号令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第55号について、提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 高齢福祉課久米です。

私から、議案第55号令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

私も、歳出のほうから順に説明をさせていただきたいと思っておりますので、ページちょっとおめくりいただきまして、10、11ページ、こちらを御覧ください。

こちら歳出の款1総務費項1総務管理費の部分でございますけれども、こちらについて職員手当

の増額分ですね、会計年度任用職員の期末勤勉手当の分でございます。

続きまして、その下、款3地域支援事業項3包括的支援事業任意事業費目2任意事業費、こちら、在宅介護者おむつ等給付金を支給するようになってございます。こちら減額となっておりますのは、同じページの一番下、款7保健福祉事業費項1保健福祉事業費目1保健福祉事業費、こちらに同じ名前なんですけれども、在宅介護者おむつ等給付金を支給すると、こちらに新しい事業、今申し上げた保健福祉事業というところに振替をするというようなことでマイナスの補正となっております。

続きまして、またちょっとお戻りいただくんですが、款4基金積立費項1基金積立費目1介護給付費準備基金積立金、こちら準備基金の積立金としての計上でございます。

続きまして、款5諸支出金項1償還金及び還付加算金、こちらが目1第1号被保険者保険料還付金、こちら100万円の計上なんですけれども、第1号被保険者の方へ還付をする際、こちらが、時効がどうしても2年ということもございまして、会計年度は単年度ですので、歳出の部分からお返しをするという形になるんですが、その部分の予算分が当初の予算よりもちょっと上回りそうな見込みということでの計上となっております。

その下、目2償還金となっております。こちらに関しましては、償還金の内訳として、前年度の精算、こちらに伴う精算による返還金として国と県、2つに対してそれぞれ支払いを行うための償還金となっております。

続いて、款5諸支出金項2繰出金目1一般会計繰出金、こちら、一般会計のときにもちょっと御説明申し上げたんですが、精算ですね、前年度の精算金によるものといたしまして、介護給付費、それぞれ地域支援事業もございまして、そちらの2つが精算によることで、一般会計のほうへお金を戻すという形になります。そのための一般会計の繰出金という項目になってございます。

歳出のほうは、こちら以上になりまして、ちょっとページまた戻っていただくんですが、今度は歳入ですね、歳入ページのほうが8、9ページになります。

こちらの歳入、まず保険料とありますけれども、款1保険料項1介護保険料、こちら目1介護保険料となっております。こちらは、先ほどの歳出で保健事業費を新たにつくり、おむつを支給するという事業を起こすということで振替あったんですけども、財源の分が1号の被保険者の方から集める介護保険料になってございます。その分の振替によって生じた金額及び還付金の先ほど計上したものの金額となっております。

次が、款3国庫支出金項1国庫負担金目1介護給付費負担金でございます。こちらが介護給付費の負担金として、追加交付金を5年度の分としての事業の精算により追加交付を受ける分という形の計上でございます。

続いて、款4支払基金交付金項1支払基金交付金目1介護給付費交付金、こちら介護給付費の交付金としての追加交付分を歳入として受け入れるためのものがございます。

その下、目2地域支援事業支援交付金、こちらと同じく5年度の追加交付分の受入れの分でございます。

続いて、款5 県支出金項1 県負担金目1 介護給付費負担金、こちらも介護給付費に係る精算、5年度の精算の追加交付分を受け入れる科目でございます。

続いて、款7 繰入金項1 一般会計繰入金目5 低所得者保険料軽減繰入金、こちらは一般会計のほうで繰出金として計上したものの受入れに今度はなりません。そちらの受入れの分の計上でございます。

その下、目6 その他一般会計繰入金、こちらは13万円の会計年度任用職員の期末分、こちらを一般会計から受け入れるというものの科目計上でございます。

一番下、款8 繰越金項1 繰越金目1 繰越金、こちらは介護保険特別会計の分の歳入と歳出差引分の繰越金となっております。

説明は以上でございます。

○柳井委員長 これより議案第55号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員長 1点だけちょっと確認をしたいと思います。

今、歳出のほうで、地域支援事業でおむつ給付金をマイナスしまして、それから、新たに保健福祉事業ということで、1,171万円の計上ということで、金額も違うんですけども、それと、あと、歳入のほうで、第1号の被保険者特別徴収のところをおむつの給付金のほうにというような、今、御説明ありましたけれども、この辺の地域支援事業からここに変わったいきさつ、そして、保険料、特別徴収の保険料、この関係をちょっと説明をお願いします。

○柳井委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 御説明申し上げます。

先ほど御説明した歳出のおむつの分なんですけれども、これ実は、本来、第9期始まる今期、令和6年度からおむつ給付金の財源の持ち方に関しまして、これまで持っていた地域支援事業の任意事業の中ではなくて、新たな項目として保健福祉事業、こちらで原資としたお金、財源を1号被の保険料、こちらのほうを原資とした事業を改めて計上して行くべきであったところ、地域支援事業費で計上していた関係で、金額にちょっと差があるのは、もう既に6月分までのものを一度お支払いを、実はおむつ給付金、任意事業でさせてもらっているんです。それを今回から改めてまた振替を行うという形になるので、一度もう支払いをしてしまった事業について、丸っと振り替えることはできませんでしたので、一度このような形での、差は出るんですが、振替をさせていただいた後、今年度のまた最後に、最終的な精算という形で任意事業のほうから保健福祉事業へしっかりと組替えを行うという形のもので金額の差でした。

いきさつに関しては今のような話なんですけれども、事業自体、縮小するという事はございませんで、計上、存続をさせるという意味合いの下、保健福祉事業に組み替えるという方策で進んできたところでございます。

以上でございます。

○柳井委員長 ほかに意見ございますか。出澤委員。

○出澤委員 10ページの介護給付費準備基金について、補正前と後でかなりの額の差があるん

ですが、これどういった経緯なのかをお願いします。

○柳井委員長 高齢福祉課長。

○久米高齢福祉課長 こちらが、補正前に関しては、今回、第9期の始まる8期の時点で、実は基金のほう取り崩しておまして、6億3,900万円の取崩しをさせていただきました。その後、先ほども申し上げた前年度、ちょうど5年度の清算金を幾つか行った後に、基金へ繰入れをするという形になってくるんですけども、その金額でもってマイナス5,000万円ぐらいですかね、基金繰入金のほうの計上がなされたということです。補正前、補正後が20億円ぐらいあまり変わっていないかもしれないんですけども、補正後が20億円ぐらいに増えてるような格好になってはいるんですけども、実際に繰入れをする前に、基金のほうは保険料の決定をする上で、準備基金というところで繰入れを6億3,000万円いたしましたので、そこからのまた精算が行われての、再度、今回の補正の計上という形になってございます。

○柳井委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で、議案第55号についての質疑及び意見を終結いたします。

これをもちまして、保健福祉部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は14時10分と
いうことをお願いします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境経済部、建設部等所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました環境経済部、建設部等所管の案件は、

議案第52号 令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第54号 令和6年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

初めに、議案第52号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第52号について、提案者の説明を求めます。未来創造課長。

○椎名未来創造課長 未来創造課椎名です。よろしく願いいたします。

まず、当課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

補正予算書18、19ページを御覧ください。

款8項4目5、事業コードが0104エスカード牛久ビルの利活用を図る事業です。今回補正

額は4,565万円、全額国庫返還金として補正予算計上を行うものです。

こちら、本年5月の議員連絡会でも一度御説明しておりますが、令和2年、3年に実施いたしましたエスカード牛久ビル公共施設実施設計に係る国庫補助金につきまして、現時点において整備の見通しが立たず、昨年12月に国土交通省から令和6年度に整備に着手できない場合には国費の返還を検討せざるを得ないとの見解が示されまして、県とも協議した上で返還を行うものとなります。

説明は以上となります。

○柳井委員長 文化財・シャトー活用推進室長。

○木本文化財・シャトー活用推進室長 文化財・シャトー活用推進室木本です。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、同じく議案第52号一般会計補正予算のうち文化財・シャトー活用推進室分について御説明をさせていただきます。

歳出予算となります。

資料の21ページを御覧ください。

上から2つ目のボックス、上から3番目の事業となります。

款10教育費項5社会教育費1社会教育総務費、事業コード0103、事業名、市内の埋蔵文化財を調査するの旅費3万8000円の補正となります。

これにつきましては今年度4月1日付けで新規採用いたしました会計年度任用職員の学芸員の通勤手当不足分を補正するものとなっております。

以上です。

○柳井委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 農業委員会事務局の榎本です。よろしくお願いいたします。

議案第52号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、農業委員会事務局が所管する部分について御説明いたします。

資料の16から17ページを御覧ください。

款6農林水産業費項1農業費目1農業委員会費0101農業委員会を運営する節8旅費17万1,000円の補正となります。

内容といたしましては、農業委員13名及び農地利用最適化推進委員5名、計18名の特別旅費で、地域農業の振興を推進するための事業の一環として、農業委員及び農地利用最適化推進委員による先進地等視察研修の費用を拡充するものであります。

農業委員会事務局の説明は以上となります。

○柳井委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 都市計画課飯島です。よろしくお願いいたします。

議案第52号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、都市計画課所管の内容につきまして御説明いたします。

歳出となります。

16、17ページを御覧ください。

下の欄になります。款8土木費項4都市計画費目1都市計画総務費の0104都市計画を適正に管理するにつきましては、人口の増加を図り、北部地域のさらなる市街地形成と発展に寄与するため、宅地開発調査検討業務を行うもので、434万5,000円を増額するものでございます。

同ページ下の欄になります。款8土木費項4都市計画費目3公園費の0105都市公園や一般公園を安全に管理するにつきましては、ひたち野みずべ公園のバリアフリートイレの扉が老朽化により使用不能となり、交換を要するため129万1,000円を増額するものでございます。

以上です。

○柳井委員長 これより議案第52号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくお願います。

農業委員会ちょっと御質問します。

先進地視察ということでしたけれども、補正17万1,000ですけれども、ちょっとこれ私、資料確認していないんですけれども、もともと予算額が幾らで、幾らに対しての補正なのかというのが1点と、人数は分かりました、どちらに視察に行かれたんですかね。この2点質問したいと思います。

○柳井委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 すみません、当初の予算額については、ちょっと今、手元に資料を忘れてしまいまして、後ほどお答えいたしますが、視察につきましては、これから、検討しているんですけれども、雑草などの農薬をつくる企業のほうへの視察を検討しております。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 というと、場所はまだ決まっていないということですかね。

それと、元額が分からない、元予算額がでないという御答弁でしたけれども、何で出ないのに補正が組まれるんですか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○柳井委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 申し訳ありません、元の予算額の資料をちょっと今、忘れてきてしまいまして、手元にないだけで、元の予算額がございまして。今回の補正につきましては、コロナ等で、以前、視察をちょっと自粛していた時期がありまして、そのときに下げたものがそのままになっておりましたので、今年度またコロナが明けて、視察研修などを再度行うようになったことで、現在検討しておりますのが宮城県にありますクミアイ化学工業という、除草剤などの農薬をつくっている工場、そちらのほうへの視察検討を今計画しているところです。

○柳井委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 視察先、あるじゃないですか。さっき分からない、検討と言っていましたけれども、ということで了解しましたので、後で当初予算を教えてください。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 私のほうで、都市計画のところちょっと聞きたいと思います。

17ページの0104の都市計画を適正に管理するということなんですけど、今、東狸穴のところを組合施行でやっているというのは分かるんですけど、そこに続く宅地開発という、ちょっと説明があったので、続くというところはもっと場所を、そこにどのくらいの、これから調査検討ということでは委託料が計上されているんですけど、その見込みですね、どこを想定しているのかということ。

それと、その下の0105都市公園安全に管理するということなんですけど、ひたち野みずべ公園、バリアフリーのトイレの扉が壊れたので交換ということなんですけれども、ほかにも多分いろいろと、公園等いろいろと修理するような計画があるんじゃないかと思うんですけど、今回はみずべ公園ということなんですけどそういう点検とかそういうものというのはどういうふうに行われているのか伺います。

○柳井委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 場所の想定についてなんですけれども、こちらにつきましては、宅地の需要ですとか、あと土地の高低ですとか埋蔵文化財の有無、また、市街化区域に隣接しているかどうかとか、あとは駅ですとか小・中学校までの距離とか、それらを踏まえて調査検討することとしておりまして、今のところ想定されているのはひたち野うしく周辺を想定しております。

いま一つの公園のお話なんですけれども、こちらの公園については、実際、トイレを利用された方が、ちょっと利用して出るときに、ちょっとなかなか出づらいと、老朽化してしまっていて開け閉めが出づらいたということがありましたので、そういった通報に基づいて、現場のほうは職員等確認しておりますけれども、そういった通報に基づいて、随時、修理とさせていただきます。

また、点検等は、やはり都市計画課のほうには作業員さんがいらっしゃいまして、こちらの方がトイレですとか、そういった施設等を見て、不具合箇所があれば、そちらを都市計画課の担当の者に伝えていただくというような形になっております。

以上です。

○柳井委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 都市計画、ひたち野うしく周辺というだけでは、想定が全然分からないんですけど、説明では、東狸穴側の今のやっているところへ続くという説明が書いてあったんですよね。ですから、それに続くとなると、ある程度想定できるんじゃないかなというところで、そこを検討しているのではないかとということで、もう一度聞きたいと思います。

それと、公園のほうなんですけど、維持補修で129万1,000円となると、やはり水に関することとかそういうのがあるのでこれぐらいの費用がかかるのかと思うんですけど、たしかトイレの扉というふうなことが言われたので、一つではなく何か所かあるのではないかとと思うんですけどその辺、もう一度伺いたいです。

○柳井委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 続くというお話でした。こちら時期的なもので、東狸穴地区の場合、宅地

の調査開発検討業務、調査検討業務から、今現在7年目ということになっております。こちら換地処分は10年度予定をしておりますので、それらが終わってからではなく、なるべく早く次の展開に続けるように、今現在の東獺穴に続いて、なるべく早めに手を打とうということでの続くと、そういう意味でございます。

あと、トイレの扉のお話です。こちら何か所かということなんですけれどもひたち野みずべ公園は、多目的トイレの扉のみということで、ほかのところは使えるようになっておりますので、多目的トイレの扉、こちらのほうの修繕ということになります。

以上です。

○柳井委員長 ほかにありましたら。出澤委員。

○出澤委員 私も、今、遠藤委員の話、ちょっと質問に重なりますが、あの辺、ひたち野うしく地区周辺をさらに住宅開発しようという意図は分かるんですけども、どういった会社にどういった内容を調査依頼するのか、もう一度説明願います。

それと、獺穴地域の周辺、私もひたち野うしく地区に住んでいますが、空いている土地がもうあまりないように感じるんですけども、土地の想定、やっぱりちょっと僕も見えてこないんですよね。そこを今じゃなくてもいいので、答えられる範囲でお願いします。

○柳井委員長 都市計画課長。

○飯島都市計画課長 どういった会社、業者ということですけども、こちらにつきましては、やはりコンサル等の方いらっしゃいますので、そちらの明るい業者の方をお願いして選定をしていただくということになります。

また、空いている土地ということですけども、やはりこれ具体的にこれから調査するものですので、やはり先ほどもちょっとお話しさせてもらったかもしれないですけども、してないかもな、市街化区域に隣接していたりですとか、あとは、交通の便、アクセス道路があるかないかとか、基礎的調査というんですかね、土地の高低、造成工事の内容ですとか、あとは雨水対策の手法の検討ですとか、そういった周辺地域の状況のほうを確認して、それで場所を決めていくということになります。

以上です。

○柳井委員長 よろしいですか。出澤委員。

○出澤委員 ひたち野うしく駅周辺は、住宅ができれば必ず、これは人が入ってくる地域だと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

○柳井委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 農業委員会事務局長榎本です。

先ほどの甲斐委員の質問で、当初予算が幾らだったかということなんですけれども、18万3,000円です。先ほどは失礼いたしました。

○柳井委員長 よろしいですか皆さん。意見ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で、議案第52号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第54号令和6年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第54号について、提案者の説明を求めます。農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業政策課後藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第54号令和6年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

青果市場特別会計補正予算につきましては、歳入歳出と連動しておりますので、同時に説明をさせていただきます。

初めに、令和6年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

歳入になります。

2段目を御覧ください。

款4繰越金項1繰越金目1繰越金節1前年度繰越金177万6,000円です。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

歳出になります。

款1総務費項1総務管理費目1一般管理費節24積立金0101青果市場を運営するのですが、こちらは令和5年度青果市場事業の決算確定において余剰額を繰り入れ、地方財政法第7条の規定により基金へ繰越金の全額177万6,000円を積立てするための増額補正とするものです。

説明は以上となります。

○柳井委員長 これより議案第54号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で、議案第54号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第56号令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第56号について、提案者の説明を求めます。下水道課長。

○田仲下水道課長 下水道課の田仲です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第56号令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）の内容につきまして御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和5年度の決算確定に伴うものでございます。

まず、8ページを御覧ください。

収益的収入から説明させていただきます。

款の1下水道事業収益項の1営業収益目の2雨水処理負担金、こちらが157万5,000円の増額となります。

項の2営業外収益目の5長期前受金戻入が379万1,000円の減額となります。

続きまして、下の欄です。

収益的支出になります。

款の2 下水道事業費用項の1 営業費用目の10 減価償却費、こちらが677万円の減額となります。

次に10ページを御覧ください。

資本的収入の説明となります。

款の3 資本的収入項の4 負担金目の3 他会計負担金、こちらが157万5,000円の減額となります。

また、以上の補正及び決算確定に伴い、関連する財源内訳や財務諸表の修正を行っております。以上です。

○柳井委員長 これより議案第56号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 以上で、議案第56号についての質疑及び意見を終結いたします。

これをもちまして環境経済部、建設部等所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで暫時休憩し、再開後、討論、採決を行います。再開は、14時45分といたします。よろしくお願ひします。

午後2時31分休憩

午後2時45分開議

○柳井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました5件の議案につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

初めに、議案第52号令和6年度牛久市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号令和6年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号令和6年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号令和6年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号令和6年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○柳井委員長 挙手全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳井委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、予算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時48分閉会